## 令和3年度一般会計予算に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった 地方消費税交付金については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとさ れています。

令和3年度苅田町一般会計における社会保障施策関係経費への充当状況については、下記のと おりです。

## 1. 地方消費税交付金予算額

総額	従 来 分	増収(社会保障 財源化)分	
千円	千円	千円	
850, 770	455, 162	395, 608	

2. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 社会保障財源化分395,608千円を社会保障施策関係経費の一般財源2,177,633千円 に充当します。

				財 源	内 訳	
事 業 名	事業名	3年度	特定	財 源	一般	財 源
	予算額	国県支出金	その他		うち交付金 充当額	
社	11 V 12 1 1 MV	千円	千円	千円	千円	千円
会・児童福祉	社会福祉事業 障がい者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 母子福祉事業など	3, 325, 212	2, 312, 554	111, 777	900, 881	163, 662
社会保険	国民健康保険事業(繰出金) 介護保険事業(繰出金) 後期高齢者医療事業(繰出金)	1, 329, 032	242, 445		1, 086, 587	197, 399
保健衛生	疾病予防対策事業 母子保健事業 健康増進(がん検診)事業など	198, 074	7, 909		190, 165	34, 547
	合 計	4, 852, 318	2, 562, 908	111, 777	2, 177, 633	395, 608

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)のうち一般財源の比率に応じて按分し充当しています。